

〔別紙 3〕

ご本人の確認書類について

会社は、「個人情報保護法第 32 条第 2 項の規定による利用目的の通知を求められたとき又は第 33 条第 1 項の規定による開示」を請求された場合、データ漏えい防止の観点から、ご本人の確認書類の提出をお願いしている。代理人が請求する場合は、ご本人及び代理人両方の確認書類が必要となる。また、15 歳未満の未成年者の請求は、本人が直接行なうことは出来ない。従って、法定代理人（民法第 818 条に規定の親権者）に示す代理人からの請求が必要となる。各々の確認書類は、下記を参照のこと。

記

コピーにはデジタルカメラやスキャナによる画像、これを印刷したものは含まれない。また、(写し)とは市区町村が発行した原本であり、この原本をコピーしたものは含まれない。

【ご本人の場合】

有効期間内の下記書類、いずれか 1 通が必要となる。

- 運転免許証のコピー（本籍地の項目は、不必要。油性ペン等で消去下さい。）
注）現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要。
- 住民基本台帳カードのコピー
注）「顔写真」入りで氏名・生年月日・住所（現住所）が記載されているもの [B タイプ]。同一市区町村内で現住所に住居変更されている場合には「裏面」のコピーも必要。
- 旅券（パスポート）のコピー
日本国内で発行されたもので、顔写真のページと所持人記入欄（氏名・住所などの記入箇所）の両方のコピーが必要。
- 国民年金手帳のコピー
- 各種福祉手帳のコピー
- 各種健康保険証（プラスチック製のものを含む）のコピー
注）住所欄は必ず現住所を記入。消去できない油性ペン等で記入。
- 外国人登録原票の写し [外国人の場合]

【法人の成年後見人の場合】

- 法人登記簿謄本・抄本・法人登記事項証明書（写し）のいずれか

【代理人の場合】

- a. 法定代理人（民法第 818 条に規定の親権者）
戸籍謄本・抄本（写し）など本人との関係を証する書類
- b. 法定代理人（民法第 8 条、第 843 条に規定の成年後見人）
（成年後見）登記事項証明書（写し）
- c. 法定代理人（民法第 839 条、第 840 条に規定の未成年後見人）
（未成年後見）登記事項証明書（写し）
- d. 任意代理人（本人が 15 歳以上であること）
本人が自署、押印した委任状（原本）

住所：〒900-0006
沖縄県那覇市おもろまち一丁目 3 番 31 号
那覇新都心メディアビル西棟 5F
沖縄日立ネットワークシステムズ株式会社
電話：098-868-8420